



Title	自由の体系ーカントの道徳の形而上学
Author(s)	寺田, 俊郎
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44762
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	寺田俊郎
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第18294号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	自由の体系—カントの道德の形而上学
論文審査委員	(主査) 教授 鷺田 清一 (副査) 教授 中岡 成文 教授 里見 軍之

論文内容の要旨

本論文は、『道德形而上学の基礎づけ』と『実践理性批判』という、カントのいわゆる「批判期」の倫理学と、その完成を延々と先送りされ、さまざまな修正や変更を加えたのちに『道德形而上学』として結実した彼の最晩年の実践哲学とのあいだに、しばしば指摘されてきたような「断絶」ではなく、むしろ逆に両者を貫く一つの思考の原理が存在することを証明し、そのことによって、カントの実践哲学を現代、われわれが倫理や法をめぐって思索するときの対話の相手として甦らせようと試みたものである。

本論文は、三部からなる本論と二つの補論によって構成されている。

第1部では、まず『道德形而上学』成立の事情を概観したうえで(第1章)、次に『道德形而上学の基礎づけ』および『実践理性批判』における「定言命法」の諸公式を検討し、それら「批判期」の思考原理を浮き彫りにする(第2章)。続いて、それら「定言命法」の諸公式を晩年の『道德形而上学』における法と道德の諸公式と比較・検討し、その二時期を通底する思考原理が「法の普遍的原理」として定式化されたものであることを明らかにし、その原理こそがカントの実践哲学全体を整合的に解釈できる鍵であるとする(第3章)。

第2部では、まず、上で提示された解釈に確かな根拠を与えるために、そのような解釈において中心的な役割を演ずる「自由」の概念を、「自律」という概念、さらには「超越論的自由」という概念との関連で検討し、そこからカントの実践哲学の底にある原理が、あらゆる人格の「自由の調和」であることを示す(第1章)。次に、そのような人格の自由の調和が複数の理性的存在者の相互関係を含んでいることから、自由な理性的存在者である人格の複数性という問題を、カントがそのような理性的存在者の複数性を十分に基礎づけえていないとするアペルならびにクルマンの批判を検討しながら、「人間的理性の事実」としての社会性の問題として論ずる(第2章)。

第3部では、『道德形而上学』において論じられる「徳の義務」論に含まれるさまざまな論点のうち、とくに「自己に対する義務」の問題として死の自己決定を(第1章)、「他者に対する不完全義務」の問題として困窮した人を助けるという行為(第2章)を取り上げ、「徳の義務」という考え方のカント実践哲学における意義と位置とを明らかにする。

そして「結」で、カントにおいては、法と道德とは、いずれも人格の自由の調和という理念にもとづく可能的な共同体を、有限な理性的存在者である人間のあいだに現実化する法則の体系であったとし、カントのいわゆる「道德の形而上学」はそうした「自由の体系」の構想にほかならないと結論づける。

補論(1)では、本論文で示されたようなカント解釈は功利主義的な議論であるという、予想される批判に答えている。補論(2)では、カントによる第三の批判書『判断力批判』とカント実践哲学の体系との関係をめぐって、その問題に「実践的判断力」という視点から一定の展望を与えている。

論文審査の結果の要旨

カント倫理学は「批判期」を軸に論じられるのが従来のカント研究の常であり、最晩年の著作『道徳形而上学』の解釈は、長いカント研究の歴史のなかでも比較的最近になってようやく本格的な研究が始まったにすぎず、未だ十分に研究が進んでいるとはいえない研究領域である。申請者は、『道徳形而上学』の完成にまでいたる紆余曲折の思考過程には「自由」概念をめぐる困難があったと考え、その問題を根本に据えて、批判期の著述と最晩年の著述との差異を子細に検討しながら、「法の普遍的原理」こそカントの実践哲学を通底する根本原理であるという、明確で鮮烈な解釈を導きだした。なかでもカント実践哲学の「諸公式」を比較・検討する段での論証はきわめて緻密で説得力のあるものである。しかし、「自由の調和」をめぐって、『判断力批判』の議論を先取りするようなかたちでカントの普遍的妥当性の概念を相互主観的妥当性へと解釈しなおすところの議論や、申請者のいう「社会性」が超越論的事実なのか人間学的事実なのかという議論のところでは、その核となる「人間性」の概念をめぐってまだ不明な点を残しているようにおもわれる。

本論文はまた、カントの倫理学ないしは実践哲学に関する先行研究を広く検討しながら、カントの関連テキストを精緻に読み込むというかたちで構成されているとともに、現代の倫理学の争点にカント倫理学の発想がどのように活かされるかという、現代的な視点にも深く貫かれている。みずからの思想的淵源を求める論者（ロールズ、エンゲルハート）や、カントの実践哲学を主な論争相手とする学説（功利主義）、功利主義的学説の主唱者でありながらカントの構想がみずからの立場に近いことを標榜する論者（ヘア）、さらにはカントのいう「反省的判断力」を実践哲学に読み込む臨床哲学の試みなどにみられるカント解釈を検討しているところや、「ケアの倫理」といったカントの対極にある倫理学のもう一つの現代的傾向にも目配りしているをも検討しているところも、個々の点では異論もありえようが、優れた試みである。

カントの実践哲学解釈に新しい基軸を提示し、さらに現代倫理学の論争のなかで、カントの思索がいまなおその優れた対話の相手でありうることは明らかにした点で、本論文はカント倫理学研究史に寄与するところがきわめて大きいと判断される。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。